

Sanjo Akiya Magazine

2024.04
vol.08
特集号



三条で暮らす



空き家バンク

空き家ミニ相談会「空き家・移住の日」は毎月第二水曜日！

4月から毎月第二水曜日に一ノ木戸商店街の三-Me. (ミー)にて、「空き家・移住の日」を開催しております。1回目は、4/10に開催しました。

空き家や移住の小さなお悩みから、どんなことでもご相談可能ですので、是非、お越しくください。(申込不要)



編集後記

桜の花が散り、葉桜の時期となりました。本号は特集号として、今年度のセミナーの年間企画を記載させていただきました。是非ご予約を鑑みて、足を運んでいただけたらと思います。

(24.4.20)

【制作・編集担当：特命空き家仕事人 熊谷 浩太】

R5年度移住者147名！ 空き家流通116件！ 成約39件と大きな成果！

R5年度、三条市は移住、空き家の施策を大きく拡充し、移住者については147名（相談件数は552名）となり、多くの方に三条市を選んでいただきました。

さらに、三条市空き家相談窓口には600件以上の相談が寄せられ、114件の空き家の流通、空き家バンクからの成約は39件となり、三条市の空き家への注目が高まっています。

今年度も、移住したいまちとして魅力発信を続けると共に、空き家の掘り起こしや流通への取組を広げていきますので、周りにお困りの方がいらっしゃいましたら、是非三条市空き家相談窓口をご案内ください。

R5年度約1,500件の物件を把握。今年度も自治会ヒアリングの上、仕組み作りを進めます！

R5年度、全自治会の皆様にご協力いただき、各自治会の空き家情報のデータ化、空き家MAPの制作が完了しました。約1,500件の空き家（住宅・土地統計調査における「その他の住宅」）が市内全域で確認できました。

今年度も自治会の皆様方にご協力いただき、空き家情報のヒアリングを引き続き進めていきます。

さらに、モデル自治会として、空き家管理の仕組み作りにご協力いただける自治会長、民生委員、皆様からのご連絡をお待ちしております。



R6年度 三条市空き家・移住セミナー



田中隆太氏／マチスタント



滝沢亮／三条市長

6/16第1回は前橋市の まちづくりを推進して いる"田中隆太"氏をゲ ストに！

三条市出身で、前橋市にぎわい商業課／マチスタントの田中隆太氏をゲストに迎え、講演をいただき、高校の同級生である滝沢市長と共にパネルディスカッションも実施します。

田中氏は、前橋市のまちづくりに携わり、「前橋市アーバンデザイン」の策定や前橋版リノベーションまちづくり「マチスタント」を推進し、商業振興や地元クリエイターと協働したまちづくりを進めてこられました。他にも、「STREET FURNITURE EXHIBITION」など独自の取組を展開されており、三条市の地域活性化に大いに参考になると思います！是非ご参加お待ちしております。

- 10:00 開会
10:10 田中隆太氏 講演
「まちを歩き、空き家を考えよう
～マチスタントで広がるまちのリノベーション」
11:00 休憩
11:10 パネルディスカッション
「官民共創で進めるまちづくり
～まち・ひと・しごとが共に育つビジョンと仕組み」
田中隆太氏 × 滝沢亮
ファシリテーター：三条市空き家相談窓口
12:00 閉会

申込方法 ※全4回申込み可能

①Googleフォームから申込 ⇒



申込はこちら

②三条市 市民部環境課へ連絡

- ・メール：kankyo@city.sanjo.niigata.jp
(本文に、名前、住所、電話番号、参加人数を記入)
- ・電話番号：0256-34-5435

会場：まちやま サイエンスホール (三条市元町11-6)



セミナー年間計画

第2回
9/23

不動産会社、専門家による
ワンストップ相談会

ゲスト：coming soon

第3回
11/24

先進自治体の自治会連携について
講話、空き家ツアー開催

ゲスト：coming soon

第4回
2/15

空き家所有者の物件の企画を
考える利活用スクールの実施

ゲスト：coming soon

※テーマは変更になる場合がございます。



三条市では空き家解消に取り組んでいます。 支援メニューをご紹介します。



空き家相談窓口のサポート

空き家にまつわる様々なお悩みを、専門知識を持った担当者や各連携団体と共に解決していく、三条市の専門窓口です。



売却 賃貸

- ・売却をお願いできる不動産会社が知りたい。
- ・この物件、いくらくらいで貸し出せるの？

処分

- ・解体したいけど誰に頼めばいいの？
- ・大量の荷物が…処分するにはどうしたらよい？

活用

- ・改修して使いたいけど、いくらかかる？
- ・空き家を貸したいけど、どうしたらよい？

お金

- ・空き家をどうにかしたいけど、資金が…
- ・空き家に関する補助金、支援制度を知りたい。

管理

- ・相続登記終わってないけどどうしたらよい？
- ・空き家の管理を誰かに頼めない？

予防

- ・実家が将来、空き家になるかも。
- ・元気なうちに相続について考えておきたい。

連携 団体

連携協定を締結している団体におつなぎします。
弁護士会、司法書士会、行政書士会、宅建協会、建設業協会、建築組合、建築士会、造園協会、シルバー人材センター、空き家相談士協会、全日本不動産協会 ※略称表示

空き家 空き地 バンク

空き家・空き地の物件情報をWEB上に掲載し、買いたい・借りたい方とおつなぎするサービスです。



空き家・空き地
バンク

各種補助制度



「移住・定住支援補助金」

- ・空き家・空き地バンクに登録されている空き家物件に転居する際に住宅改修費及び不要物撤去にかかる経費の一部を補助します。
- ・補助対象経費の2分の1（市内転居は上限50万円、市外から転入は上限150万円）

空き家 改修 支援

「中心市街地空き家改修事業等補助金」

- ・中心市街地にある空き家などを改修・賃借し新規に出店する個人法人に対し対象となる経費の一部を補助します。
- 例 工事請負費の3分の2（上限130万円）

その他 支援

- ・民事信託制度、隣地買取り、残置物撤去を利用された方で、X等のSNSによる発信・PRにご協力いただいた方が対象となります。
- ・それぞれ、4万円の謝礼金、奨励金をお支払い致します。

解体したい方へ



「特定空家等解体費補助金」

- ・特定空家等と認定された空家の解体工事にかかる費用の一部を補助します。
- ・補助対象経費の5分の4（上限50万円）

特定 空家

「固定資産税等の減免」

- ・特定空家を解体した場合に、解体後の土地について一定期間、固定資産税及び都市計画税の一部を減免します。
- ・上限2年間（解体された翌年度から適用）

管理 不全 空家

「管理不全空家等解体費補助金」

- ・管理不全空家等と認定された空家の解体工事にかかる費用の一部を補助します。
- ・一律20万円

